

九州大学情報環境整備推進室規程

平成18年度九大規程第58号
施行：平成19年4月1日
最終改正：平成30年3月30日
(平成29年度九大規程第102号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、情報環境整備推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、部局等の協力を得て、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 全学的な情報環境整備に係るニーズ調査その他の情報収集に関すること。
- (2) 教育研究の情報化推進に係る支援に関すること。
- (3) 全学共通個人認証システム及び全学情報共有システムの構築に係る支援に関すること。
- (4) 全学的な業務システムの開発に係る支援に関すること。
- (5) その他全学的な情報環境整備の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、情報統括本部副本部長をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、次に掲げる者のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

- (1) 情報基盤研究開発センターの教員
- (2) サイバーセキュリティセンターの教員
- (3) 情報システム部の事務職員及び技術職員
- (4) 前3号以外の部局等の教員、事務職員及び技術職員

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を行う。

(事務)

第7条 推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、情報システム部情報企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第80号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第102号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。